

## 社会福祉法人檀原市手をつなぐ育成会 令和5年度 事業計画

### はじめに

新型コロナウイルス感染も3年が過ぎ、政府は、新型コロナの感染症法の位置づけについて、今年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ、「5類」に移行する方針を正式に決定しました。

すでに、行動自体は緩和される方向にありますが、まだまだ、コロナウイルスが消滅したわけではなく、今後ともこれまで同様に、感染に十分注意しながら令和5年度の事業を展開してまいります。

一方、社会福祉法人経営を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少は、福祉人材の確保をより深刻困難なものとし、福祉サービス提供現場における慢性的な人材不足を加速させていきます。また、家庭機能の脆弱化とコミュニティの希薄化による社会的孤立や生活困難など、生活課題・福祉課題は複雑化・多様化している。

国においては、高齢者数がピークを迎える2040年問題に向けて、持続可能な社会保障制度の構築に向けた取り組みが進められ、さらに、世界的な国際関係の激変によるエネルギー価格及び穀物価格の高騰が直撃し、このまま続けば、国民生活と社会福祉法人の各事業・各施設の運営をひっ迫しかねない状況になりかねません。

一方、地域では生活困窮者、外国籍居住者、複合的課題を抱える方々の課題がコロナ過で顕在化しており、子ども食堂など社会福祉法人の地域における公益的な取り組みへの期待が大きく、当法人の今後の検討課題でもあります。

一方で福祉ニーズは、多様化、複雑化、重層化してきており、その変化も大きくなってきて、国は、令和4年度から社会福祉連携推進法人制度を創設し、地域共生社会の実現に向け、地域ニーズに対応した新たな取り組みの創出、担い手となる福祉・介護人材の確保・育成等を進めていくための連携・協働のツールとして期待されている。

さらに、災害時やコロナ発生時の備えとして、社会福祉法人の連携による災害対策やICT化の推進も重要な課題である。

令和5年度は、コロナ過の収束を見据え、社会福祉法人を取り巻く諸情勢を踏まえて、法人経営における課題、各施設事業種別における課題等を情報収集・分析を行い、今後求められる取り組みを共有し、職員会議、事業種別の勉強会等の場で議論分析し、戦略をたて、

決断・機関決定を経て速やかに実行に移したいと考えています。

特に、共通の課題である、福祉人材の確保・育成・定着に関する取り組み、社会福祉法人に求められている地域における公益的な取り組みの検討、今後、30年以内にマグニチュード8から9の南海トラフ巨大地震が70～80%の確率で発生すると予想されており、災害に備えての対策、それに法人のガバナンス強化と経営及び本部機能の在り方等を意識した活動を推進します。

このように、知的や発達に障がいのある人を取り巻く環境・課題は山積しており、私たちはその活動を、歩みを止めるわけにはいきません。成年後見制度の見直しや、障害者差別解消法の改正、努力義務から義務化となった、障害者虐待防止法に関して、職員等への研修実地、虐待防止委員会の設置や、虐待防止等の責任者の設置、地域生活支援拠点の整備やインクルーシブ教育の推進、新型コロナで生活上の困難を抱えている知的や発達に障がいのある人やその家族が直面する課題解決にも取り組む役割を担っています。

当法人が創設の目的としてきました「地域で普通に暮らす」「24時間365日の隙間のない支援」を目指してをキャッチフレーズのもと、引き続き、これまで関わって下さった方々への感謝を込めながら、障がいのある方の地域の中での暮らしを積極的に支援してまいります。

また、サービスの提供は、提供する側の事情優先ではなく、障がいのある方やご家族の立場で考え、行動すること、障がいのある方一人ひとりの権利擁護、人権尊重を大切にすることを意識しながら、今後の展望するビジョンづくり、組織および運営財政基盤の充実強化などに努めてまいります。

そして、次の世代も持続可能な法人運営を目指して、中長期経営計画の策定を中心に「果敢に挑戦」をテーマに真の障がい者福祉を牽引できる法人となり得るよう検討を進めてまいります。

私たちは「地域共生社会」の実現に向けて、今まで以上に利用者や地域の声に耳を傾け、必要とされる新たな支援を創造し、利用者や地域から必要とされる法人となるための取り組みを推進してまいります。

また、その取り組みには、すべての職員がそれぞれの地域の中で皆様から認められ、愛され、それを働きがいに繋げられる好循環を生み出すことが重要であり、その意識変革を成し遂げたいと考えています。

ご案内の通り、令和3年度の事業計画において実行し、年度末に竣工した

・檀原市大軽町における共同生活援助事業所「日中サービス支援型グループホーム」ビレッジまほら A 棟

が、昨年 4 月 1 日から始動し、

・檀原市大久保町における生活介護事業所「檀原市福祉作業所」が、檀原市中央公民館から移転し、同年 5 月 1 日から活動を開始し、丸 1 年を迎えますが、令和 5 年度は、引き続き健全運営に向けて、職員共々精進する所存であります。

また、療育をさらに充実させるために、既に、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所 10 か所目として、児童発達支援事業所「すてっぷ」を開設し、年度途中に、主たる事業所を「なら子ども発達支援センターふぁ〜すと」から檀原市小房町の自立支援センター「北館」に移転するなど、療育・子育て支援等の受け皿を広くし、利用者ニーズに応えるため、また、併せて、法人の財源伸張の観点からも、療育の拠点として児童等の支援活動に一層努力する所存であります。

更に、前年度の事業計画において、何とか実現したかった北葛城郡上牧町を中心とする西和地区に新設予定であった、生活介護事業所・放課後等デイサービス事業所について、創設のため、その用地取得に奔走しましたが、結局、価格や開発規制等から条件が合わないなど、残念ながら令和 4 年度内には実現への見通しをつけることができませんでした。

しかし、此処にきて、西和地区「上牧町内」において、適切な物件「田圃約 811.91 坪」が浮上したことから、仲介業者を通じて折衝中であり、地権者の了承が得られ次第、次回 6 月の会議の中で現地視察できればと考えています。

また、・檀原市大軽町における共同生活援助事業所「日中サービス支援型グループホーム」ビレッジまほら B 棟

についても、本年 7 月から建物・外構工事等が始まり、来年（令和 6 年）2 月中に竣工して、ビレッジまほら A 棟同様に同年 5 月から、運営を開始することから、人員配置を含め、それに向けた様々な事前準備を行う必要があります。

法人は、本年 7 月で平成 13 年 7 月の創設から、丸 22 年を迎えることとなりますが、先の理事会・評議員会でご承認頂きました法人名称の変更並びに檀原市福祉作業所の名称変更については、早速、募集に着手した結果、職員は勿論のこと利用者ご家族など多くの方々からの応募を頂き、応募数 42 件の中から、厳選の結果、

法人名：社会福祉法人やまと福祉事業団

檀原市福祉作業所：友の室<sup>ともへや</sup>

を選考させていただきました。

この内、法人名については、定款変更を伴う事項ですので、県知事の認可やその後の変更登記の関係もありますので、次回、本年6月開催予定の理事会・評議員会で定款変更として提案理由等を説明の上、ご審議して頂く所存であります。

法人の活動は、暮らしを守る「福祉の原点に立ち」コロナ禍により急増した生活課題への対応策と、新たなアイデアや工夫を取り入れた新しい障がい児・者福祉の実践を模索し、これまでの「あゆみをとめない」ための具体的な方策を講じていきます。

私たちのこうした活動が、地域の人々や世論の理解と共感を得て障がい児・者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、様々な人と共に支えあいながら生きていくことの喜びを分かち合える社会や、生活実現への一歩になることを信じ、新型コロナの感染が一日も早く収まり、法人組織が一体となって事業・活動を推進するため、ここに、令和5年度事業計画を定め、引き続き知的・発達障がい児・者の福祉の向上に一層努力する所存であります。

## 実施計画

### 1. 法人本部

#### (1) サービスの質の向上（信頼と安心のサービス）

前年度に引き続き、法人理念に基づいた支援体制の確立は継続した目標ではありますが、職員意識の統一が、確実に実践や成果につながる体制を目指します。

重点目標としては、

- ① 多動や他傷性のある重度障がい児・者などで、危険を防止するための対応や支援の必要な重度利用者にあっては、支援方法や体制について、十分な配慮と検討を行う。
- ② 就労継続支援（A/B型）・就労移行支援の取り組みを通して、障害者の就労の方向性について検討する。
- ③ グループホームや居宅サービス等、障がい者の生活全般について検討や相談事業の強化等、今後の支援の方向性を纏める。
- ④ 青色防犯パトロール隊の活動を継続しながら、更なる地域貢献活動として、地域住民のニーズや意向を把握しながら、プラスワンの新たな貢献を推進するなど、活動を強化する。
- ⑤ 首都圏直下型地震や南海トラフ・火山の噴火などの大災害

の発生の懸念が指摘される中、また、新型コロナウイルス感染症の予防をしながら「できること、できる方法」を生み出す、障がい児・者福祉の本領を発揮する時だと考え、利用者の安心、安全の確保と事業の継続について万全の対策を講じる。

また、市町村の防災計画と連動した災害時の支援・応援・体制を構築する。

## (2) 財務基盤の安定化

利用者へのサービス提供基盤をより強固にするためには、財政の安定など、利用者の安心感が得られる充実した環境づくりが重要である。

これまで、通所者やグループホーム体験利用者への利用促進への様々な角度からの働きかけ等により、また、児童発達支援事業・放課後等デイサービスの積極的な展開により、同事業での利用者の増加に伴って、デイケアの利用者も増加した結果、給付費の伸びが前年度比で、毎年約 18%位の伸びを示しておりましたが、コロナ禍の令和4年度は、前年度に比べ若干の落ち込みが見られた。

これに対し、人件費は、ここ5年間は、収入のほぼ65%前後で推移するなど、適切な水準に収まっております。

障がい福祉サービス事業と云えども、経営であり、右手に「ロマン」左手に「ソロバン」のバランスが図れて、はじめて健全な法人運営が保たれ、利用者・職員の生活や福祉の向上を守ることが出来るのです。

今後共、これらの事業を堅実に拡大しつつ、介護給付費等の増収も図り、安定的な事業運営の持続及びコストマネジメントの徹底と創意工夫につとめ、更なる財務基盤の安定のため、全役職員が一丸となって取り組みます。

## (3) 有能な人材確保と育成

社会福祉法人には、質の高い障害福祉サービスを安定して継続的に、提供することが求められている。それを担うのは、ひとえに人材であり、将来の法人の姿を考えると、法人の成長は「人材の育成、成長」にかかっていると云っても過言ではありません。

法人理念を基本とした新人、中堅職員の育成はもとより、法人運営の中核となる職員や、施設長等の高齢化に伴う次世代リーダーの育成は急務であります。

事業部門別諸会議の運営の中心を役職とし、本部で会議を重ねることで、法人の理念・経営への意識を高めます。

人材の育成は、今後の法人経営の方向性を示す重要なことから、当該職員の人材育成、配置はこの2～3か年間をかけて準備する。

先の報酬改定でも示されたように、良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から福祉専門職の配置割合が高い事業所を評価できる新たな区分を創設するなどの見直し措置が図られました。

障がい者福祉のスペシャリストとして、時代と社会のニーズに対応できる人材がこれまで以上に求められることから、業務への取り組み意識を改革し、職員の資質の向上を図るため、人材育成を目的とした内外研修等を引き続き実施します。

#### (4) 人事制度・法人の組織強化

##### (活力と持続的発展性のある組織づくり)

各事業所の利用者の円滑な支援に向けて、これまで同様に適正な人の配置ができるよう法人の更なる組織強化を進める。

適正な人員配置、組織については、運営会議で検討し、理事会・評議員会に提案する。

また、少子高齢化に伴う障がい福祉制度の変革を見すえて、福祉人材の確保が難しくなる状況を勘案した人員確保の方策を明確にした経営モデルを構築する。

人事制度については、考課を昇、降任に反映するため、法人としての人事情報管理を開始し、給与表の見直しを行う。

職員は自覚して自己啓発をし、上司は責任を持って部下を育成する風土を醸成し、利用者への最良の支援を実現する。

#### (5) 働きかた改革「働きやすい職場づくり」

介護など福祉業界は、離職率が高く人材確保が困難と云われていますが、当法人では、児童分野は定着率が好調であります。

特に、生活介護事業所においては、2年前には離職者が続いたこともありましたが、ここのところは、若干の出入りはあったものの、ほぼ定着安定しつつあります。

過去の経験を活かし、長時間労働や・メンタル不調の防止を図り、安心・安全な職場として職員の定着と業務のベストパフォーマンスが発揮できる職場環境を目指し、先ず、取り組んだのが「NO残業」でした。

職員に「定時には、パソコンの電源を落として」定時に退社す

ること。遅くとも、定時から30分以内には、完全退社するように徹底します。

それでも、残業を余儀なくなつた場合には

- ① 残業する仕事の計画を立てる
- ② 作業時間を決めて承認を受ける
- ③ 無駄をなくし、時間を厳守する

ことを条件として、上司の伺いを立てるよう指示し、既に、その旨を各事業所に掲示しているところでもあります。

また、法令に従いこの度の働き方改革の目玉である年次有給休暇の最低5日以上の取得についても全員消化しており当然ながら働きやすい環境情勢になりました。

#### (6) 事業の進捗状況の点検把握と改善。

それぞれの事業の着実な実現に向け、その推進状況を評価するため、今後の目指すべき姿を示した指標を設定し、その進行や達成状況等について点検を行い、進捗状況の把握に努め、現状と課題、今後の方向性について適切な指導あるいは指示をこまめに行い改善につとめます。

#### (7) 法令遵守及び苦情解決のしくみと危機管理体制の整備

障害福祉サービス利用者の適切なサービス利用及び権利擁護を目的に、事業者として、常にその提供する障害福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるため、その仕組みにおいて、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進してまいります。

併せて、法人、組織体制の点検を行い、運営を確固たるものとするため危機管理体制を整備・確立し、利用者から信頼され、安心される体制を構築します。

また、障害児・者の人権を対象としたすべての方々の人権を擁護するとともに、個人情報保護を含むコンプライアンスの遵守を徹底的に実行します。

更には、東日本大震災より11年が経過しましたが、来るべき東南海地震や首都直下型地震等への防備として、災害時の要援護者への支援の在り方や、地域の防災対策における施設・事業所の福祉避難所としての在り方等について引き続き検討を行うとともに、大規模災害に備え、既に、檀原市と法人との間で、当法人の生活介護事業所（檀原市福祉作業所）と（自立支援センターかしはら）の2施設を檀原市民間福祉施設避難所として「災害発生時に民間福祉

施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力に関する協定書」を締結したところであります。

引き続き、令和2年5月に移転した福祉型児童発達支援センター「なら子ども発達支援センターふぁ～すと」を災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力施設として、檀原市との協定締結を行い、平時からの防災体制及び災害発生時の効果的な支援体制の強化構築を目指します。

#### (8) 地域社会への貢献（地域住民や関係機関・団体等との連携の促進強化。）

令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。その中で社会福祉法が改正されるなど、社会福祉法人の「連携・協働・合併・事業譲渡」など、ここにきて社会福祉法人の事業展開が取り上げられるようになりました。

その背景要因は、社会福祉法人改革です。地域における公益的な取り組みを実施する責務が定められ、各地で複数の法人が連携・協働して責務を果たそうとする動きが始まったことが事業展開の検討の背景要因と考えられます。

次いで、地域共生社会の動きです。人口減少や急激な高齢化、地域社会の脆弱化によって、地域の福祉ニーズが多様化・複雑化し、従来のように福祉各法で想定する典型的な福祉ニーズに対して縦割りサービスを提供するのでは、対応が困難になり、地域のニーズを起点に制度別のサービスや制度外のサービスに横櫛を通すことが求められている。

その次は、2040年問題です。人口減少社会、そして急速な高齢化に伴って、現役社会である生産年齢人口の割合が急激に減少することが予想されます。

その中で社会にある「人・モノ・カネ」の諸資源を効率的かつ効果的に活用するため、ICTやロボットなどだけでなく、福祉サービスの供給メカニズムの抜本的な見直しが求められ、連携・協働化・大規模化が、有望な手段だと期待されています。

当法人としては、このような社会福祉法人の事業展開の検討には至っていませんが、身近な活動として、既に実施しています「青色防犯パトロール隊」の活動を手始めに、地域に根ざした開かれた法人施設として、今後とも地域住民との良好な関係や、関係団体・機関、その他社会資源などとも密接に連携し、相互の信頼と協力によ



り、所期の目的達成に努める所存です。

## 2. 各事業について

「補足資料：別表・現状と課題、今後の方向性」参照

### (1) 生活介護事業所「檀原市福祉作業所」の取り組み

利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な支援を適切かつ効果的に行うことを本事業の基本としています。

支援については、

- ① ケアマネジメントの手法を用いて、個別支援計画に基づき適切な支援ができるようにするため、引き続き必要な社会資源の開拓と創出の取り組みをしてまいります。  
そのため必要な活動として
- ② 利用者本人の日常生活に必要な社会関係を身につけるため地域の人々と積極的に交流を図る取り組みを行い、障がい特性に応じて、就労継続（B型）支援事業所「かしはらワークス」「以下B型作業所という」の出張先で活用のある「ゆうゆ～今井」を活用して、文化活動や創作活動を行うなど地域社会につながる活動をおこないます。
- ③ 自己決定をする力を身につけるため、表現の手法と生活の中の「選択肢」を可能な限り多く準備し、本人に必要な援助が適切に行えるようにします。
- ④ 利用者本人の日中活動が、本人にとって出来るだけ適切な活動の場とするために、地域社会あるいは社会資源との連携を図るなど、様々な活動の場を拡大していきます。
- ⑤ 障がい特性を十分に把握し、無理のない個別支援や課題の酷似したグループ単位の支援を原則として、作業所外の活動を積極的にとりいれます。具体的には、本人のニーズと適正を軸に、障がい特性に応じた班編成とし、それぞれ主な支援や活動の重点を設定致します。
- ⑥ 更には、アルミ缶や古紙等リサイクル品の回収作業を通じて地域との交流、啓発を図り、園芸・農作業などの野外活動や軽作業・創作的活動を積極的に、バランスよく取り入れるなど幅広い活動を通じて最低限の生活スキルの習慣をめざします。
- ⑦ また、地域での活動は、地域での夏祭りなどの行事やイベン

ト参加や、県スポーツ協会主催の「ゆうあいボーリング大会」「県障がい者スポーツ大会」などに参加できるようにメンバー全員が取り組んで参ります。

- ⑧ 社会貢献活動・公益事業に位置づけ実施しております「青色防犯パトロール」を引き続き、職員と利用者と共に日中活動の中で鋭意取り組んでいく。  
等々を支援の基軸においた活動をおこないます。  
なお、本年度の養護学校からの新卒業通所者は2名となります。

#### (1) -1 西和地区における生活介護事業所設置について

当法人の放課後等デイサービス事業のうち、西和地域上牧町に展開のファミリーサポートせいわ「大地」並びに同「大地の森」については、定員を遥かにオーバーしており、その殆どが、香芝市・上牧町を中心とする奈良県立西和養護学校の児童・生徒であり、卒業後の進路についても8割が生活介護事業の利用を希望されております。

昨年理事会・評議員会でご承認いただきました「放課後等デイサービス事業「ファミリーサポートせいわ(大地の森)」の北側敷地に建設の承認を頂きましたが、消防法の規制等に抵触するなどの事由から建設残念に至ったものであります。

そこで、前述の通り、建設用地が浮上したことから不動産仲介業者を通じて折衝しており、進捗状況を理事会・評議員会に報告しながら確保に努力する所存であります。

#### (2) かしはらワークス「多機能事業所(就労移行支援)(就労継続支援・B型/被雇用型)」

一般企業に雇用されることが困難な障害のある人が、就労するにあたり必要な知識や能力の向上を図り、実習や職場探しを通じて、企業などへの雇用を目指した支援を行います。

喫緊の課題としては、養護学校卒業後の進路の受け皿となり、自立に向けた就労事業を創設展開し、活動の場を広げ、受け入れ態勢を整える事と考えています。

就労継続支援B型事業として、これまで直営で運営してました「なら子ども発達支援センターふぁ〜すと」内の給食センターの給食・弁当事業については、引き続き、利用者を配置して、洗浄、仕込み作業等を通じて、彼らのスキルアップにつながる技術習得にと、充実した活動を推進していきます。

就労継続支援B型事業の活動内容としましては、令和2年9月から始まりました「染色教室」では、世界的にも活躍されています「中居公子様」により利用者の活動の場として染色教室を、引き続き週に1回開催します。

染色された生地を加工しマスクやランチョンマットなど、利用者工賃向上の事業としても取り組みます。

同年10月に開業いたしました、たこ焼き屋台「たこまる」での活動の場も広げてまいります。

「ミニレストランまぁぶる」・「おかし工房実ん都」の調理作業や焼き菓子等の製造・加工、販売・「クロネコヤマト」(DM便配達は一昨年11月よりネコポス配達に形が変わりました。)の配達業務を続けていきます。

今年度、国産大豆を使用した味噌づくりを年間5回「まぁぶる」でのランチ提供、また同法人福祉作業所の協力のもと、大豆栽培に取りかかり収穫、初めてその大豆で味噌を仕込みました。引き続き、道の駅や養護学校等の販路拡大にも力を入れてまいります。

就労移行支援事業での活動としましては、「まぁぶる」「実ん都」「たこまる」「軽作業」での活動全般と、給食事業等の作業を利用者の特性に合わせて行っています。

本年は就労移行支援、就労継続支援B型事業所に各1名の利用者増員があり9名の利用者が活動を行っています。定員割れをしている状況ではありますが、選ばれる事業所になるため、活動の場所を増やし、選択できる事業所になりうるよう、また地域に愛される事業所にと事業展開を行ってまいります。

次年度に向け、放課後等デイサービスとの連携を強化し、養護学校高等部へのアプローチ、実習の受け入れも積極的に行い卒業生を受け入れる素地を作って参ります。

利用者の強みを生かし、集中力や理解力、能力などを見極め、一人ひとりに適した活動の場やその適正に応じた仕事内容、職業定着のために、必要な支援や相談を行います。障がいの有無に関わらず、利用者が社会にとって必要な存在であることで、自信や喜びを感じ「働く」意味のある事業所にしていきたいと思っています。

### (3) 共同生活援助事業

(グループホームきらめき・あすか・うねび)

(ビレッジまほら A 棟)

障がいのある方の自立した生活や、施設や自宅から地域生活への移行に対応するためのステップとして事業展開しています。

いまやGHは、知的障がい者のある人の住まいとして中心的な位置づくとなっていることから、様々なニーズに応えるためのあらゆる類型や特例が制度化されています。

この度、檀原市大軽町に創設した日中サービス支援型GH「ビレッジまほら A 棟」は、昨年4月から運営開始しましたが、重度障がい者や高齢期を迎えた障がい者を主な対象としております。

2018年（平成30年）4月に新設された類型であり、少しずつ整備が進んでいます。年齢や体力、抵抗力といった理由で生活介護などの通所サービスを毎日利用することは難しい人のために、世話人や生活支援員が日中も配置され、ある程度の個別支援が提供できる体制になっています。

また、これまで、通所サービスの利用が難しい状態の人は入所施設でないと対応が難しいとされてきましたが、日中支援型であれば住まいの選択しが増えますし、事業所の指定基準で短期入所居室を確保することになっています。

この度の、GH「ビレッジまほら A 棟」は、定員が1階10名・2階10名「プラス短期入居1室」であり、現在の入居者は、1階8名・2階9名となっており、今後入居を目指す人からは、体験を経て緩やかに入居に移行したいといった希望があることから、各階については、各一室を体験用に空けておくことにしています。

これまでの当法人運営のGHは、介護サービス包括型であり、世話人や生活支援員を自法人で採用し、原則、全ての支援を自法人の職員で対応すると云った類型のGHで、利用者は、日中は生活介護で、作業所で活動していますので、昼間は、GHには職員はいません。

グループホームきらめき「きらめき・あすか・うねび」はそのタイプであり、現在5人の入居者に対して2名の世話人を配置する人員体制は県内にも県外にも例のない極めて手厚い配置をしていましたが、世話人や生活支援員の確保が難しくなりつつあって、加えて、「ビレッジまほら A 棟」の事業開始によって、日中も職員を配置することから、GHきらめきの体制を見直す必要が出てきました。

そこで、GHきらめきの「きらめき・あすか」の入居者を3名にして、世話人あるいは生活支援員を1名配置し、つまり、三対一の体制にしました。

他の入居者は、「ビレッジまほら A 棟」の入居に移って貰う。また、「GHうねび」については、女性全員（5人）を同じく、「ビレッジまほら」に移って貰うことにしました。

空室になった「GHうねび」については、女性専用のGHとして、障がい程度区分の比較的軽い福祉的就労の利用者の入居を推進すると云った方針を打ち出しました。

今後「GHうねび」については、福祉的就労事業所「かしはらワークス」にある利用者に対して、親御さんご本人さんへの十分な説明会を行い、GH本体の支援を受けながら、一方3年と云う機関の中で、徐々に日ごろの生活を自分自身で組み立てることが出来るように調整し、機が熟せばそのままGHからの独立を目指すことも可能となります。

障がい重い利用者でも安心して生活できるGHとして御家族様より信頼されていますが、人件費等の運営面での課題と共に利用者と御家族様の高齢化により今後想定される多様なニーズに応えるため、体制等の見直しを含めて対処していく必要性を感じております。

榎原市大軽町「日中サービス支援型グループホーム（ビレッジまほら A 棟）」に続いて、令和6年5月創設開所する（ビレッジまほら B 棟）についても、開所に向けた準備を鋭意すすめて参ります。

#### （4） 福祉型児童発達支援センター

##### なら子ども発達支援センターふぁ〜すと

児童発達支援センターとして、中南和の未就学児の専門分野、集団事業部の役割として定着してきました。「親子通園」「毎日通園」「並行通園」「個別訓練」と総合して家族支援、未就学児の支援に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症がある中、幼稚園、保育園の休園に伴い、多少の影響は受けたものの、途切れない支援として、居宅電話支援に切り替え、家庭生活での困難さに寄り添ってまいりました。

療育希望者が徐々に増え、利用登録者数が84名と増加してきました。榎原市は勿論の事、奈良県障害者総合支援センターのドクターからの紹介、各市町の担当課や保健センター、相談事業所の他に、幼稚園、保育園の方からの勧めや紹介、口コミ等による問

い合わせも増えてきています。

#### ① 「親子通園」

発達障害や、発達性共同障害のお子さんが早期に診断を受けられるケースが増え、1歳児からの参加も増えてきています。

早期療育のスタートとして、親子での通園で、子どもの発達について知り、積極的に受けに来られる保護者が増えています。また、保育園、幼稚園では集団生活が難しく、退所して来られるケースもあり、「毎日通園」へと移行されています。

#### ② 「毎日通園」

集団生活が困難で言葉の遅れや軽度の知的障害、自閉症スペクトラムの未就学児で基本的な生活習慣がつきにくく、丁寧な個別支援が必要な未就学児が対象で、保護者の中には就労している方が多いです。毎日の決まった安心できる環境の中で小集団の中で発達を促していきます。

コミュニケーションが取りにくい、言葉がなかなか出にくい等のことが、毎日の療育の中で成長が見られ、日々療育の大切さが保護者にも伝わって「毎日通園」を希望される保護者が増えました。特に年3回の参観日、誕生会、夏祭り、運動会、遠足、卒園式等様々な行事もあり、給食の提供も好評です。食事の偏食で悩んでいる事が多く、食育としても勧められています。

#### ③ 「並行通園」

幼稚園、保育園に通園されている未就学児が小集団で支援を受けています。園生活でなかなか集団の中に入りにくく、困難さがあるお子様も、自己肯定感が持てる様になってきています。

保護者支援として送迎も行っており、1昨年度より、幼稚園、保育園の先生から連携を兼ねて「ふぁ～すと」での様子を視察して貰うなどの連携を深めています。

#### ④ 「個別訓練」

作業療法士による感覚統合訓練、STによる言語訓練は未就学児の訓練として定着しています。作業療法士による机上OTが始まり、その専門性から微細訓練として人気があり、お子様の発達の段階や支援の内容から、保育士や、公認心理士とカンファレンスを行い個別訓練を進めています。

専門訓練士が子どもの発達を個人的な対応で促しています。  
年長児の小学校入学に向けて、学習支援も行っています。

#### ⑤ 発達検査と個別面談

公認心理士が発達検査を新版K式発達検査で行っています。  
保護者にお子様の状態を伝える事で、お子様の今後の支援計画  
にも役立っています。半年ごとの間隔をおいて検査を実施する  
事によってお子様の支援に関わる支援者と保護者の共通認識に  
役立っています。

専門的に発達についての相談がすすめやすくなっています。  
半年ごとに個別支援計画の見直しの為、個別面談を行っていま  
す。それ以外でも、保護者との面談が必要な場合は面談し、保  
護者の支援として、十分な時間をとって支援の充実を図ってい  
ます。

本年も、引き続き本格的な療育センターとして発展充実さ  
せ、新たな「福祉型児童発達支援センター」へと繋げて行くため  
にも、また、名実ともに中南和の療育拠点として認知されるよう、  
専門性のある支援者を育成する観点から、職員間での勉強会やカ  
ンファレンスを行い、保護者にとっても利用しやすいセンターと  
して、役割を発揮していけるよう鋭意努力を重ねて参る所存であ  
ります。

#### (5) 児童発達支援事業並びに放課後等デイサービス事業

「ファミリーサポートかしはら<sup>たいよう</sup> (太陽)」

「ファミリーサポートこおりやま<sup>そら</sup> (宇宙)」

「ファミリーサポートせいわ<sup>だいち</sup> (大地)」

「ファミリーサポートかしはら<sup>うみ</sup> (大海)」

「ファミリーサポートかしはら<sup>ぎんが</sup> (銀河)」

「ファミリーサポートかしはら<sup>たいが</sup> (大河)」

「ファミリーサポートせいわ<sup>だいちもり</sup> (大地の森)」

「ファミリーサポートかしはら (はやぶさ)」

「ファミリーサポートかしはら (りゅうぐう)」

「ファミリーサポートかしはら (すてっぷ)」

この事業は「障がい児が日常生活における基本動作を習得し、  
及び集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精

神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」としており、成長期の児童・生徒における早期教育・早期療育支援の立場から、お母さんの就労という家族支援の観点からも、最も重要なサービスであります。

また、当法人の展開する居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」の利用者として、更には、卒業後の進路として、当法人の生活介護事業や就労系支援を選んで貰えることも、この事業の目的の一つでもあります。

また、法人事業収入全体の約65%前後を占めるまでに至り、法人事業躍進の原動力にも成長しております。

この事業は、事業開始直後から利用者が急激に増加し、今では、利用者が、特別支援学校4校、加えて、奈良市、生駒市、宇陀市・奥吉野、東吉野を除く、地域の小・中学校の特別支援学級の児童生徒、更には、就学前児通園施設「奈良県リハビリセンターのわかき愛育園」「かしのき園（橿原市）、仔鹿園（奈良市）」等を卒園して小学校へ進学して放課後等デイサービスへの利用契約が徐々に増加しつつあって、10事業所の契約者数は、現在358名「内訳：たいよう24名・宇宙<sup>そら</sup>32名・大地<sup>だいち</sup>41名・大海<sup>うみ</sup>32名・銀河32名・大河17名・大地の森44名・はやぶさ26名・りゅうぐう30名・すてっぷ80名」と推移しており「すてっぷ」が加わった分だけ増加しています。

放課後等デイサービス事業所については、全体的には契約者数の変動はないものの、事業所別では増減がみられる。

本年度も、新型コロナウイルス感染防止に気配りしながら魅力ある活動メニューを示し、充実した放課後等の支援により、更なる利用者の増加と増収に務めて参ります。

ただ、この度の新型コロナウイルス感染による緩和措置も解消され、3か月の平均利用者の定員が125%を超えないためにも、また、養護学校卒業後の進路として貰うためにも、西和地域での新規事業所「放課後等デイサービス事業所・生活介護事業所」を創設すべく、前述の通り、本年度も引き続き用地の確保と建設に向けた活動を推進してまいります。

#### (6) 居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」

本事業は、障害のある方の休日や長期休暇等における本人の活動の幅を広げるための余暇活動等を支援する観点から、平成19年



11月事業開始し、令和5年4月末で16年6か月になります。

利用者への積極的な情報提供の観点から、毎月企画発行するイベント情報も、二階堂養護学校、西和養護学校、大淀養護学校在学中の利用者には、毎月その都度ご本人に手渡し、それに、地域の小・中学校の各特別支援学級の児童・生徒に配布し、本年3月で、発行回数も186回(月)を重ねるに至りました。

その結果、学校側の理解と協力により、くち込みや積極的な広報活動の成果もあってか、新型コロナ禍にあっても利用申し込みがあり、現契約者数が198名となっております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症がなかなか収束しなかった状況下において、近隣の府県の状況により急遽の企画の変更や、参加人数の縮小などの対策により、休日等の利用者数は平均約30～40人程になるところであります。

イベント利用にあたっては、引き続き新型コロナ感染防止のため、場所によっては密集にならない、手洗いの励行、マスク着用の対策を施し、「絶対に感染しない。感染させない」を常に意識し、利用者、職員ヘルパー共々徹底して行っていく所存であります。

今後ともこの事業の重要性に鑑み、利用者がより一日を充実して過ごせるよう、様々な資源の活用、利用者の障がい特性に沿った活動内容、さらには職員、ヘルパーが個別支援計画に基づき、支援技術の向上に努め、あらゆる機会を捉えて事業所の活性化を行っていきたいと考えております。

#### (7) 指定「一般・特定・障害児」相談支援事業(障がい児・者相談支援センターなら) 現在、契約者数「332名」

相談支援事業は、障がい児・者の自立した生活を支えていくため、利用者の抱えるニーズや、課題にきめ細かく対応するとともに、必要な情報の提供や助言等を行い、様々な地域の資源や、契約制度のもとで、障がい福祉サービスを組み合わせることを継続的に支援していくことでもあります。

また、個々の利用者への支援を通じて明らかになった地域課題への対応について、地域全体で、サービス提供事業者などと連携して検討し、支援体制を整えて行くことが必要であります。

この制度は、平成24年4月から全障がい児・者に適用実施するとしていますが、檀原市のように市の要綱でその上限を決めており、障がいの状況や特性等から必要性があっても、それ以上は何として

も支給しないと云う市町村もあります。

- 障害のある人やご家族が希望する生活の実現、目標の達成に向けて作成する。
- 計画には、ご本人の希望や目標、支援方針、利用するサービスなどを記載する。

と云うこのサービス等利用計画作成の趣旨や、重要性、必要性を尊重していない行政もあります。

その一方で、本人の障害特性やそれを支援する家族の状況等を総合的に勘案して、必要な日数や時間数を支給決定している市町村もあり、その格差が著しい状況にあることから、私たちは、当事者が立ち上げた法人として、あくまでも利用者のサイドに立った姿勢を貫き、地域自立支援協議会や障害者団体協議会などの運動団体と協働して、この制度の円滑な推進と平準化に向けて市町村に求めていく所存であります